(2)　措置法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

(3)　措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

(4)　措置法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十五条第二項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第三十四号及び第三十五を削り、同条第三十六号中「平成二十三年旧措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、「から第三項まで」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第三十七号を同条第三十二号とし、同条第三十八号及び第三十九号を削り、同条第四十号を同条第三十三号とし、同条第四十一号を同条第三十四号とし、同条第四十二号を削り、同条第四十三号を同条第三十五号とし、同条第四十四号を削り、同条第四十五号を同条第三十六号とし、同条第四十六号中「平成二十三年旧措置法」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）第十七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十三年旧措置法」という。）」に改め、同号を同条第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八　平成二十五年旧措置法第四十七条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第四十七号を同条第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一　平成二十五年旧措置法第四十八条第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第四十九号を同条第四十二号とし、同条第五十号を削り、同条第五十一号を同条第四十三号とし、同条第五十二号中「これらの規定により損金の額に算入される金額」を「次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ　措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ　措置法第五十二条の三第三項の規定　同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

第二条第五十二号を同条第四十四号とし、同条第五十三号を同条第四十五号とし、同条第五十四号を同条第四十六号とし、同条第五十五号及び第五十六号を削り、同条第五十七号を同条第四十七号とし、同条第五十八号から第六十号までを十号ずつ繰り上げ、同条第六十一号中「措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同号を同条第五十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十二　措置法第五十七条の五第一項又は第十二項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第六十二号を同条第五十三号とし、同条第六十三号を同条第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五　措置法第五十七条の七の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第六十四号を削り、同条第六十五号を同条第五十六号とし、同条第六十六号を削り、同条第六十七号中「第五十七条の十第三項」を「第五十七条の九第三項」に改め、「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加え、同号を同条第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十八　平成二十五年旧措置法第五十八条第二項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第六十八号を同条第五十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十　平成二十五年旧措置法第五十九条第二項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第六十九号を同条第六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十二　平成二十五年旧措置法第五十九条の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第七十号を同条第六十三号とし、同条第七十一号から第七十三号までを七号ずつ繰り上げ、同条第七十四号を削り、同条第七十五号を同条第六十七号とし、同条第七十六号を削り、同条第七十七号を同条第六十八号とし、同条第七十八号を削り、同条第七十九号を同条第六十九号とし、同条第八十号を削り、同条第八十一号を同条第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十一　平成二十五年旧措置法第六十五条第一項又は第五項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第八十二号を同条第七十二号とし、同条第八十三号を同条第七十三号とし、同条第八十四号を同条第七十四号とし、同条第八十五号を削り、同条第八十六号中「平成二十四年旧措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同号を同条第七十五号とし、同条第八十七号を同条第七十六号とし、同条第八十八号から第百一号までを十一号ずつ繰り上げ、同条第百二号を削り、同条第百三号中「措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同号を同条第九十一号とし、同条第百四号を削り、同条第百五号中「措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同号を同条第九十二号とし、同条第百六号を同条第九十三号とし、同条第百七号を同条第九十四号とし、同条第百八号を削り、同条第百九号を同条第九十五号とし、同条第百十号を削り、同条第百十一号を同条第九十六号とし、同条第百十二号を同条第九十七号とし、同条第百十三号を同条第九十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十九　平成二十五年旧措置法第六十七条第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百十四号を同条第百号とし、同条第百十五号を削り、同条第百十六号を同条第百一号とし、同条第百十七号から第百二十一号までを十五号ずつ繰り上げ、同条第百二十二号を削り、同条第百二十三号を同条第百七号とし、同条第百二十四号を削り、同条第百二十五号を同条第百八号とし、同条第百二十六号を削り、同条第百二十七号を同条第百九号とし、同条第百二十八号を削り、同条第百二十九号を同条第百十号とし、同条第百三十号中「平成二十三年十二月旧措置法」を「措置法」に改め、同号を同条第百十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十二　平成二十五年旧措置法第六十八条の九の二第二項第三号若しくは第五項第三号の規定により読み替えられた平成二十五年旧措置法第六十八条の九第三項若しくは第七項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第一項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（平成二十五年旧措置法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百三十一号を削り、同条第百三十二号中「、第二項又は第五項」を削り、「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同号を同条第百三十三号ロ中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同号を同条第百十四号とし、同条第百三十四号を同条第百十五号とし、同条第百三十五号を同条第百十六号とし、同条第百三十六号中「措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同号を同条第百十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

百十八　措置法第六十八条の十第一項から第三項まで又は第六項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十第一項又は第六項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額